

事例から学ぶ 税務の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～

<第66回> 人材確保等促進税制・改正所得拡大税制
の確認 (令和4年3月決算対策)・後編

大阪勉強会グループ 著

(濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾)

〔前回 (第65回) はNo3695 (令和4年3月14日号) に掲載いたしました。〕

前回で人材確保等促進税制の概念と計算規定を確認したので、今回は具体的に必要な給与データと申告書との関係を、中小企業者向けの制度も含めて確認する。また、令和4年度税制改正との関係についても最低限の確認を行うこととする。

3 いわゆるムチ税制適用判定のための継続雇用

濱田) 前回見てきたよ

税制では、継続雇用者概念は不要になりましたね。

内藤) しかし、研究開発税制などの適用を受けようとする大法人では、今もって継続雇用者概念の把握が必要です。

白井) 第42条の12による特定税額控除対象

及び第8項において「対象年度」という。) |

合において、当該対象年度において次に掲げる要件のいずれにも該当しないとき (当該対象年度 (第42条の12の5第3項第1号に規定する設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない事業年度に限る。以下この項において「特定対象年度」

が当該特定対象年金額以下である場合を除く。) は、適用しない。

一 イに掲げる金額がロに掲げる金額を超えること。

イ 当該法人の継続雇用者 (当該対象年度及び当該対象年度開始の日の前日を
全事業年度 (当該前日と全事業年度

sample

sample

sample

sample

措法 第42条の13 (法人税の額から控除される特別控除額の特例)

6 法人 (第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者 (同項第8号に規定する適用除外事業者) に該当す

同項第9号に規定す
く。第1号及び第2

平成30年4月1日か

での間に開始する各事業年度 (以下この項

sample

sample

sample

の期間内の各月において当該法人の第